

第 1 章

環境基本計画の概要

1. 計画の位置づけ
2. 計画策定の趣旨
3. 計画策定の視点
4. 対象とする地域と環境
5. 計画の期間
6. 計画の構成

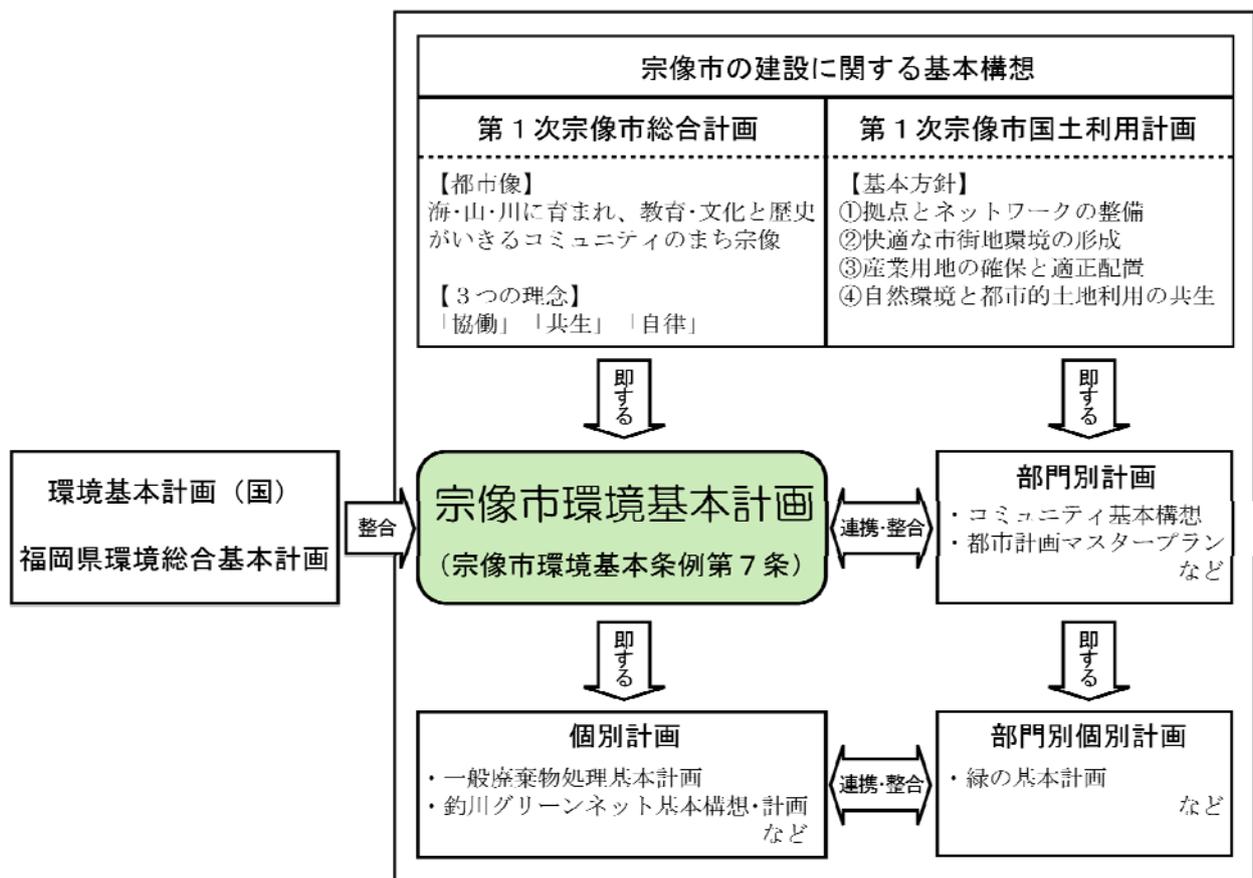


■四塚連山(自然環境調査:地形・地質分野より)

市の北東部に位置する山々で、写真左から、湯川山、ゆがわさん 孔大寺山、こだいじさん 金山、かなやま 城山、じょうやま

1. 計画の位置づけ

この計画は、「宗像市環境基本条例」第7条に規定された計画で、第1次宗像市総合計画のめざす都市像である「海・山・川に恵まれ、教育・文化と歴史がいきるコミュニティのまち宗像」を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本市の環境保全・創造に関する各分野の施策・事業の基本となるものです。



■環境基本計画の位置づけ

2. 計画策定の趣旨

合併による市域の拡大、山・川・田畑や海岸線、離島などの地理的条件の変化、農業・漁業や観光などの多様化した産業への対応など、合併以前とは社会経済状況や著しい環境の変化など、諸条件が大きく異なり、新たな環境問題への対応が必要になってきました。

このようなことから、新しい宗像市における環境基本計画を策定することにしました。

○計画策定の経緯

本市は、平成 15 年 4 月 1 日に旧宗像市と旧玄海町が、また平成 17 年 3 月 28 日には旧大島村と合併し、新しい宗像市が誕生しました。

この合併に伴い、平成 17 年 6 月に宗像市のまちづくりの基本となる「第 1 次宗像市総合計画」と土地利用の基本的な方針を示す「第 1 次宗像市国土利用計画」を、平成 22 年 3 月には後期基本計画を策定しました。

また、平成 20 年 3 月に新市の環境基本計画を策定し、「自然と歴史のふるさと住みたいまち 宗像」をめざす環境像として定め、環境保全・創造に関する取り組みを進めてきました。

○計画策定にあたって

①今日の環境問題（持続的発展が可能な社会づくり）

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展及びライフスタイルの多様化などが背景となり、自動車騒音、不法投棄、土壌汚染などの都市・生活型の問題、さらには温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球規模の問題や化学物資の問題まで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題を解決するためには、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した取り組みを推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成が求められています。

②国の策定状況（第三四次環境基本計画）

我が国では、平成 5 年 11 月に「環境基本法」を制定し、翌 6 年に「環境基本計画」を策定しました。その 6 年後に「第二次環境基本計画」を、平成 18 年 4 月には「第三次環境基本計画」が、平成 24 年 4 月には「第四次環境基本計画」が策定されたところです。

また、環境基本法第 36 条では、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施することが規定されています。

○計画見直しにあたって

今回の計画見直しにあたっては、平成20年3月に策定した現計画を踏まえつつ、各種データの時点修正に伴う対応、市民アンケート調査に基づく市民意識の変化に伴う対応、施策の進捗状況に伴う対応、社会経済状況の変化に応じた対応など、様々な状況の変化に伴う見直しを行うこととします。

3. 計画策定の視点

『わかりやすく』・『宗像の特徴を活かす』・『みんなで参加する』

「宗像市環境保全条例」の基本理念をふまえ、より宗像ならではの環境像をめざすため、計画策定における基本的な視点をこのように決めました。

これは、策定にあたって

- ①一般市民がみてもわかりやすい構成の計画にする
- ②宗像の個性や特性を勘案した独自性豊かな計画づくりをする
- ③市民活動へと着実につなげていく計画内容とする

という3つのことを基本的な視点とするものです。

○「宗像市環境基本条例」の基本理念

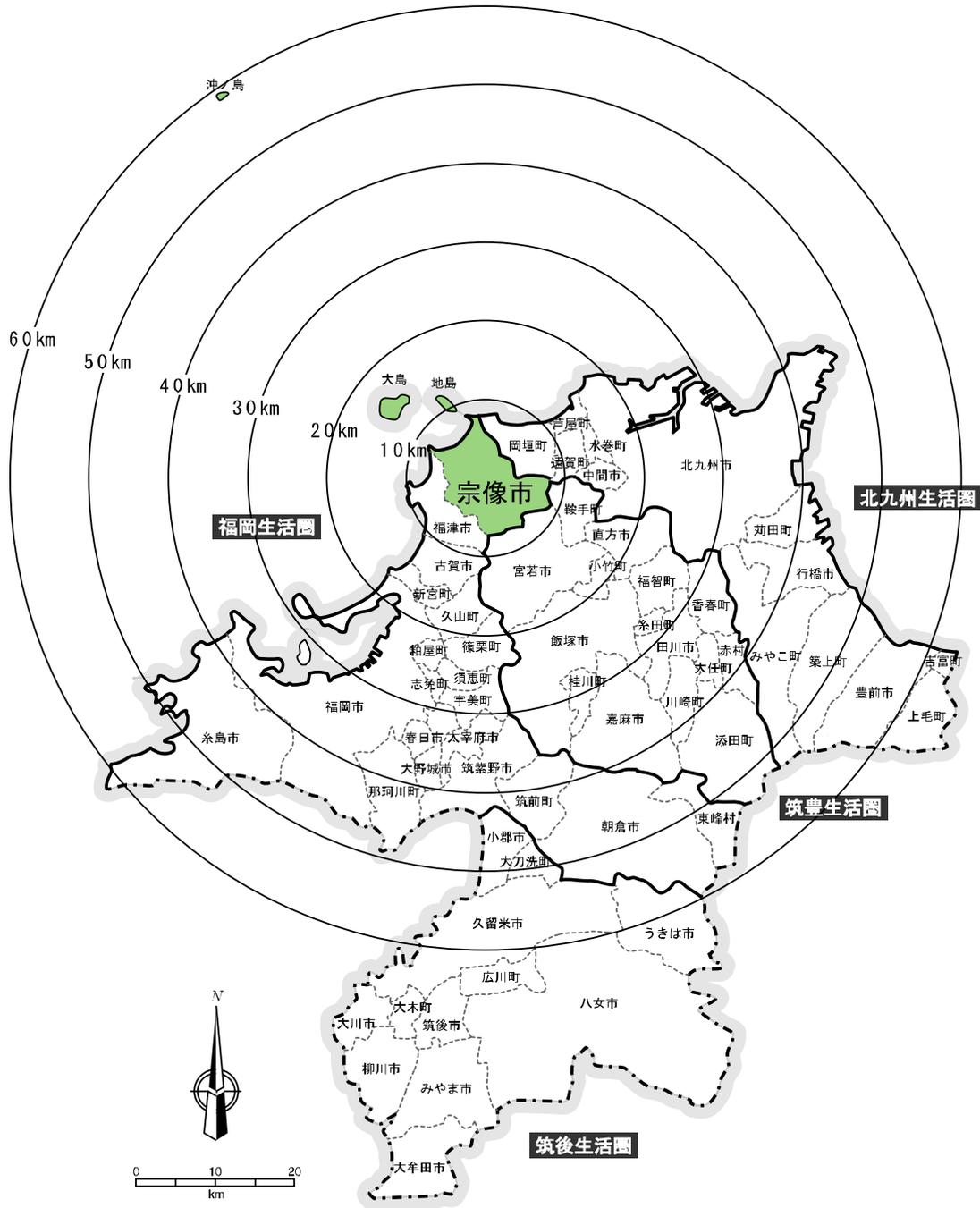
宗像市環境基本条例(平成15年4月1日 条例第100号) 抜粋

(基本理念)

- 第2条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、市民及び事業者が日常生活及び事業活動において配慮することにより推進されなければならない。

4. 対象とする地域と環境

計画の対象地域は宗像市全域としますが、宗像市単独では解決が困難な広域的な問題については、周辺自治体や国、県と連携、協力して取り組んでいきます。



■ 計画の対象地域と位置

6. 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。

序章 救おう！水のゆたかな地球。引き継ごう！緑豊かなむなかた。

- ・ 計画に込めた想い



第1章 環境基本計画の概要

- ・ 計画の基本的な事項(策定の趣旨、位置づけ、必要性、策定の視点、対象範囲、計画期間、計画の構成)



第2章 めざす環境像と目標

- ・ めざす環境像
- ・ 実現に向けた目標
- ・ 施策の体系



第3章 目標達成に向けた方向性

- ・ 優れた自然と共生するために
 - ・ 住み良いまちを持続するために
 - ・ うるおいある地域を創るために
 - ・ 美しい地球のために
- 【協働と自律をめざして】

第4章 主要環境プログラム

- ・ 「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進
- ・ 循環型社会づくりの推進
- ・ 地域資源活用の推進
- ・ 暮らしの中の省エネルギー対策の推進
- ・ 協働による計画の推進



第5章 計画の推進

- ・ 計画の推進体制、進行管理など



第6章 環境配慮の方向性

- ・ 環境配慮の概要